

令和 4 年

五所川原市教育委員会

第 1 回 定 例 会

提案事件綴

(その 2)

五所川原市教育委員会

目 次

1	議案第2号	令和4年度五所川原市学校教育指導の方針と重点について	P	1
2	議案第3号	五所川原市指定文化財の指定について	P	5

議案第2号

令和4年度五所川原市学校教育指導の方針と重点について

令和4年度五所川原市学校教育指導の方針と重点について次のとおり定めるものとする。

令和4年1月26日提出

五所川原市教育委員会教育長 原 真 紀

提案理由

令和4年度五所川原市学校教育指導の方針と重点を定めることについて、承認を求めるため提案するものである。

令和4年度五所川原市学校教育指導の方針と重点（案）

■ 方 針

郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く児童生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、個を生かし生きる力と夢を育む魅力ある学校教育の推進に努める。

■ 重 点

1 授業の充実

一人一人の子供が、「主体的・対話的で深い学び」を通して、「確かな学力」を確実に身に付けることができるよう、温かな人間関係や学び合う集団づくりを図りながら、より効果的な指導と学習活動の工夫・改善に努める。

2 生徒指導の充実

一人一人の子供が、豊かな生活を送ることができるよう、家庭や地域社会及び関係機関等との連携を図りながら、協働的な指導体制の下で、心の結び付きを基調とした指導を行うとともに、いじめや問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に努める。

3 道徳教育の充実

一人一人の子供が、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を生活の中に生かし、豊かな心を持ち、未来を切り拓く主体性のある人間になれるよう、「特別の教科 道徳」を要として、教育活動全体を通して、他者と共によりよく生きる基盤となる道徳性の育成に努める。

4 特別活動の充実

一人一人の子供が、集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、集団や自己の生活上の課題を解決していくことができるよう、必要な資質・能力の育成に努める。

5 体育・健康教育の充実

一人一人の子供が、生涯にわたって自ら進んで運動に親しみ、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフを送ることができるよう、家庭や地域社会との連携を図りながら、心と体を一体として捉え、健やかな体の育成に努める。

6 特別支援教育の充実

特別な配慮を必要とする子供が、発達障害を含む障害等による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するとともに、そのもてる力を最大限に発揮して自立や社会参加ができるよう、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援に努める。

7 キャリア教育の充実

一人一人の子供が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立ができるよう、必要な基盤となる資質・能力の育成に努める。

8 総合的な学習の時間の充実

一人一人の子供が、探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく問題を解決し、自己の生き方を考えていくことができるよう、各教科等を越えた全ての学習の基盤となる資質・能力の育成に努める。

9 情報化に対応する教育の推進

一人一人の子供が、情報モラルを含む情報活用能力を身に付けることができるよう、一人一台端末をはじめとしたICT機器を最大限に活用し、系統的・体系的な情報教育の推進に努める。

10 国際化に対応する教育の充実

一人一人の子供が、我が国や諸外国の文化と伝統について関心と理解を深めるとともに、郷土に対する愛着と誇りを培い、外国語によるコミュニケーションを図る資質・能力を育成し、国際社会に貢献できるよう、国際理解教育の推進に努める。

11 環境教育の推進

一人一人の子供が、環境と人間との関わりについて関心と理解を深め、環境に対する豊かな感受性を養うことができるよう、環境保全に主体的に取り組む態度の育成に努める。

12 研修の充実

教員等の資質能力を高め、自校の教育課題を解決するために、組織的、主体的、継続的な研修の充実に努める。

令和4年度 五所川原市学校教育指導の方針と重点 全体構造図

五所川原市教育委員会



《五所川原市教育施策の大綱》の基本理念：「個性を伸ばし育む人財・文化づくり」

《五所川原市教育振興計画》の施策の展開

- 1 一人一人の個性・能力を伸ばす学校教育の充実
- 2 学校・家庭・地域の連携推進
- 3 生涯学習・スポーツの推進
- 4 芸術・文化活動の推進と郷土芸能の継承

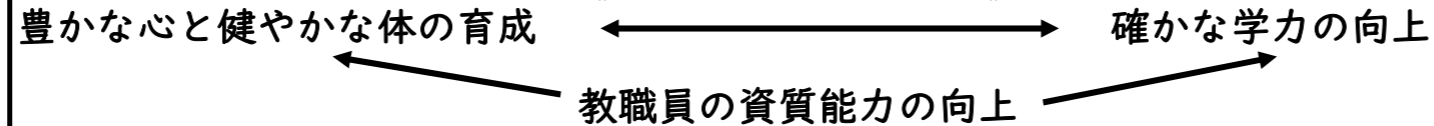
《五所川原市教育基本目標》

ふるさとを愛し、ふるさとの文化を育む心豊かでたくましい人づくり

《五所川原市学校教育指導の方針》

郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く児童生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、個を生かし生きる力と夢を育む魅力ある学校教育の推進に努める。

《五所川原市学校教育の課題》



GIGAスクール構想の実現《1人1台端末の積極的・効果的活用》

豊かな心と健やかな体の育成のために

【豊かな心と健やかな体の育成のためのポイント】

- 1 よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うための「考え、議論する道徳」の授業の実践
- 2 基本的な生活習慣の確立や望ましい人間関係づくり、健康で安全な生活づくりに向けた、家庭や地域社会との連携
- 3 児童生徒が主体となったいじめの根絶や、問題行動・不登校等の未然防止に向けた取組の推進

確かな学力の向上のために

【五所川原市「確かな学力」向上プロジェクト】

- 1 カリキュラム・マネジメントと連動した「確かな学力」向上プランの推進
- 2 「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業づくりと学級経営
- 3 校内研修・研究の充実（組織的、主体的、継続的な研修・研究の推進）

重 点

<p>12 研修の充実 教員等の資質能力を高め、自校の教育課題を解決するために、組織的、主体的、継続的な研修の充実を努める。</p>	<p>11 環境教育の推進 一人一人の子供が、環境と人間との関わりについて関心と理解を深め、環境に対する豊かな感受性を養うことができるよう、環境保全に主体的に取り組む態度の育成に努める。</p>	<p>10 国際化に対応する教育の充実 一人一人の子供が、我が国や諸外国の文化と伝統について関心と理解を深めるとともに、郷土に対する愛着と誇りを培い、外国語によるコミュニケーションを図る資質・能力を育成し、国際社会に貢献できるように、国際理解教育の充実を努める。</p>	<p>9 情報化に対応する教育の推進 一人一人の子供が、情報モラルを含む情報活用能力を身に付けることができるよう、一人一台端末をはじめとしたICT機器を最大限に活用し、系統的・体系的な情報教育の推進に努める。</p>	<p>8 総合的な学習の時間の充実 一人一人の子供が、探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくことができるよう、各教科等を越えた全ての学習の基盤となる資質・能力の育成に努める。</p>	<p>7 キャリア教育の充実 一人一人の子供が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立ができるよう、必要な基盤となる資質・能力の育成に努める。</p>	<p>6 特別支援教育の充実 特別な配慮を必要とする子供が、発達障害を含む障害等による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するとともに、そのもてる力を最大限に発揮して自立や社会参加ができるよう、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援に努める。</p>	<p>5 体育・健康教育の充実 一人一人の子供が、生涯にわたって自ら進んで運動に親しみ、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフを送ることができるよう、家庭や地域社会との連携を図りながら、心と体を一体として捉え、健やかな体の育成に努める。</p>	<p>4 特別活動の充実 一人一人の子供が、集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、集団や自己の生活上の課題を解決していくことができるよう、必要な資質・能力の育成に努める。</p>	<p>3 道徳教育の充実 一人一人の子供が、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を生活の中に生かし、豊かな心を持ち、未来を切り拓く主体性のある人間になれるよう、「特別の教科 道徳」を要として、教育活動全体を通じて、他者と共によりよく生きる基盤となる道徳性の育成に努める。</p>	<p>2 生徒指導の充実 一人一人の子供が、豊かな生活を送ることができるよう、家庭や地域社会及び関係機関等との連携を図りながら、協働的な指導体制の下で、心の結び付きを基調とした指導を行うとともに、いじめや問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に努める。</p>	<p>1 授業の充実 一人一人の子供が、「主体的・対話的で深い学び」を通して、「確かな学力」を確実に身に付けることができるよう、温かな人間関係の形成や学び合う学習集団づくりを図りながら、より効果的な指導と学習活動の工夫・改善に努める。</p>
--	---	---	--	--	---	--	--	---	---	---	---

議案第3号

五所川原市指定文化財の指定について

このことについて、五所川原市文化財保護審議会から次のとおり答申があったので、五所川原市指定文化財として指定する。

令和4年1月26日提出

五所川原市教育委員会教育長 原 真 紀

提案理由

五所川原市文化財保護条例第2条第1項の規定により、五所川原市指定文化財に指定したいので、提案するものである。

五所川原市指定文化財の指定について（案）

①三縞こぎん（みしまこぎん） 2点

（1）種別 有形文化財

（2）所有者の名称及び住所

所有者 五所川原市

住 所 五所川原市字布屋町4 1 番地 1

（3）文化財保護審議会の答申

こぎん刺しは、江戸後期から明治期にかけて作られた農民の衣装である。麻の衣装に白の木綿糸で補強したのが起こりで、それぞれの地域で特色ある緻密な幾何学模様が編み出された。「三縞こぎん」は、名前の示すとおり、衣装の前後（胸と背）に太い縞が大胆に三本入っていることから付けられた名称であり、三本縞が男性用、女性用は四本または五本ずつの縞を入れて、晴れ着用にしたとされる。

「三縞こぎん」は金木地区を中心とした岩木川下流域に分布し、藩政時代に拓かれた新田地帯と重なる。当地域は冷害による凶作に加え、川の氾濫による水害の常襲地帯であり、「西こぎん」や「東こぎん」が生まれた岩木川上流域とは異なる歴史と厳しい風土の中で、「三縞こぎん」は生まれ、育まれてきた。このため、「三縞こぎん」は、非常に数が少なく、希少性が高い。

本資料は、当地域の衣装・風俗を知る上で極めて貴重である。このことから、市の文化財として指定することが適切である。

答 申

貴職から令和2年2月19日付け五教社発第269号をもって当審議会に諮問のありました下記の文化財について、鋭意審議した結果、五所川原市指定文化財に妥当であるとの結論を得ましたので答申いたします。

三縞こぎん 2点（有形文化財）

令和4年1月24日

五所川原市教育委員会

教育長 原 真 紀 殿

五所川原市文化財保護審議会

会 長 半 澤 紀



五所川原市指定文化財の指定について（案）

三縞こぎん（みしまこぎん）

1. 種 別 有形文化財
2. 名称及び員数 三縞こぎん 2点
3. 所在地の場所 五所川原市

4. 由緒及び沿革等

(1) 「こぎん」の語源

小衣（こぎぬ）という意味で、衣服の一種の名称とされる。

(2) 「こぎん」の沿革

元禄8年（1695）の『津軽藩庁日記』に「古布こぎん」、「こぎんの上帯」とあるのが最初の記録である。しかし、模様が施された「刺しこぎん」かどうかは不明である。

享保9年（1724）、五代藩主・信寿のぶひさの代に、「農家儉約分限令」のうかけんやくぶんげんれいが出され、農民の衣食住全般に渡って厳しい法令が箇条書きで出された。そのなかに「農民の着るものは麻ひとえの単衣の労働着」とあり、これが「こぎん（小巾）」と呼ばれた。そして、これを補強して着たので、「綴れ刺し」または「刺しこぎん」と呼ばれた。さらに、後に「刺しこぎん」を単に「こぎん」と呼ぶようになった。

このように元来、「こぎん」は農村の人びとの労働着であり、普段着であった。北国である津軽では、綿花は採れなかったため、当時、木綿は高価なものであった。そのため百姓が着るのは、麻よりほかに許されなかった。

その他、江戸時代の記録では、津軽を訪れた管江真澄が『外が浜風』（天明5年・1785）、『外が浜づたひ』（天明8年・1788）、『すみかの山』（寛政8年・1796）において、「こぎん」の風俗について触れているほか、比良野貞彦の『奥民図彙』（天明8年）では、農婦が刺しこぎんを着ている図やサシコギヌ三種の模様図が詳細に描かれており、当時の農民の衣服の違いや風俗が詳細に記録されている。

明治に入ると、農民にも木綿の使用が解禁となり、綿糸が一般に手に入るようになって、こぎん刺しは急速に発展した。労働着、普段着、晴れ着用、嫁入り持参用として作られるようになった。生活に密着したものから生まれた「こぎん」模様は、幾何学的な美しさを生み出し、人びとを魅了して一段と進展した。そして、明治20年頃には手の込んだ立派なこぎん刺しが農村で刺されるようになった。ところが、明治24年に上野—青森間の鉄道開通、明治27年に青森—弘前間の鉄道が開通するなど、文明開化の波が一気に津軽にも及んだ。そのため、物資輸送が各段に進展したことによって、暖かで丈夫な木綿の着物があつという間に津軽地方にも流通し、人々の生活に普及したために、手間の掛る「こぎん」は一気に衰退してしまった。明治40年頃には全く廃れてしまったが、昭和に入って刺し技法の再興が図られ、現在は青森を代表する手仕事として全国に知られている。

(3) 「こぎん」の種類

「こぎん」は、デザインの特徴から、岩木川の流れを境に西の方に分布する「西こぎん」、東の方に分布する「東こぎん」、そして岩木川下流域に分布し、三本縞を特徴とする「三縞こぎん」に分類されている。当時は村々の交流も少なかったため、村によって同じような図柄が多く、そのこ

ぎん刺しをみれば、その嫁の生まれた土地が分かるほどであった。「東こぎん」は、前身頃まえみごろから後身頃うしろみごろにかけて同じ模様で刺したものが多い。一方で、「西こぎん」は肩の部分に数本の横縞を入れる。そして、前見頃は三段に分かれ、異なる模様で構成される。後見頃は二段に分かれ、上段には「轡くつわつなぎ 繋ぎ（さかさこぶ）」の模様が刺されているが、魔除けの意味があるとされる。なお、肩に縞の入っていない「ベタ刺し」は平常着で、縞こぎんは晴れ着用とされる。

(4) 「三縞こぎん」の特徴

「三縞こぎん」が分布する岩木川下流域は、昔から気候風土の条件が悪く、冷害・凶作が多かった。そのため、人びとの生活に余裕もなく「三縞こぎん」は「東こぎん」や「西こぎん」に比べて大きく発展しなかった。したがって、もともと作られた数が少ないこともあって、今ではほとんど残されていない幻の「三縞こぎん」となっている。

「三縞こぎん」は、名前の示すとおり、後身頃と前身頃の背と胸に、太い縞が大胆に三本入っていることから付けられた名称である。弘前こぎん研究所の初代所長・横島直道氏によれば、三本縞が男性用で、女性用は四本または五本ずつの縞を入れて、晴れ着用としたという。そして、縞のないものは、「ノッペラ刺し」と呼ばれ、平常用として作られたという〔横島直道編 1974〕。

三本縞の特徴として、大胆な流れ模様を配して縞が太く、その間隔が狭いため模様くずれの心配がほとんどなく、刺し手にとっては刺しやすいとされる。また、大胆な縞入りによって、遠くにあってもはっきりと華やかさに見えるので、晴れ着用に多く用いられた。

(5) 「三縞こぎん」の現在

数が極めて少ないとされる「三縞こぎん」は、そらとぶこぎん編集部の調査で、現在までに青森県内で34点存在していることが判明している〔鈴木・石田・小畑 2020・2021〕。

「三縞こぎん」を生んだ金木地区では、農村の伝統芸能として「金木さなぶり荒馬踊り」（県無形民俗文化財、指定年月日：昭和56年9月26日）が受け継がれている。その荒馬踊りの衣装に今日でも「三縞こぎん」（複製）を着用して踊っている。また、昭和56年の指定申請書類には「用具：三縞こぎん6」とある。

なお、嘉瀬地区の「嘉瀬奴踊」（県無形民俗文化財、指定年月日：昭和44年12月15日）では、当初は「三縞こぎん」を着て踊っていたが、現在は使用されていない。昭和44年の指定申請書類には「用具：三縞こぎん6」とある。

5. 指定候補文化財の構造、品質、形式及び大きさ等

(三縞こぎんNo.1)

〈寄贈者〉：佐野 洪（さの ひろし）

〈寄贈者の出身地〉：金木町嘉瀬

〈来歴〉：昭和53年8月1日の金木町歴史民俗資料館開館に合わせて収集された民俗資料の一つである。当時、佐野氏は金木町文化財審議委員であり、その縁で寄贈していただいたものと思われる。開館当時の資料目録に、「三縞こぎん」が記載されている。

〈主な模様と流れ模様の名称〉：

前身頃＝きくらこ、さや形、くぼみ刺し、ネズミの歯流れ、石形流れ、

後身頃＝さや形、井げた

（※前・後身頃に三本縞）

〈その他〉：衿の内側に縫い付けられた布に「サノ」とマジックで書かれている。



三縞こぎんNo.1 (前見頃)



三縞こぎんNo.1 (前側・衿内側)



三縞こぎんNo.1 (後身頃)

(三縞こぎんNo.2)

〈寄贈者〉：津島 辰五郎 (つしま たつごろう)

〈寄贈者の出身地〉：金木町川端

〈寄贈日〉：昭和61年9月13日

〈来歴〉：元金木さなぶり荒馬保存会の責任者・代表だった津島辰五郎氏が、「金木さなぶり荒馬踊り」で使用していたものと思われる。資料寄贈申請書により、寄贈日を確認した。これ以降、金木歴史民俗資料館では、「三縞こぎん」2点が展示されるようになった。

〈主な模様と流れ模様の名称〉：

前身頃＝井げた、糸流れ入れやすこ

後身頃＝くつわつなぎ、芽三本流れ

(※前・後身頃に四本縞)

〈その他〉：衿の内側に、「ツシマ」と刺繍されている。昭和56年に「金木さなぶり荒馬踊り」を県指定する際の申請書類に「用具：三縞こぎん6」とあり、津島辰五郎氏の「三縞こぎん」は、このうちのひとつと思われる。



三縞こぎんNo.2 (前身頃)



三縞こぎんNo.2 (前身頃・衿内側)



三縞こぎんNo.2 (後身頃)

6. 現況

指定候補文化財「三縞こぎん」2点は、立佞武多の館美術展示ギャラリー収蔵庫に収蔵・保管されている。

7. 指定に値する理由

「三縞こぎん」は、江戸後期から明治期にかけて作られた。金木地区を中心とした岩木川下流域に分布し、藩政時代に拓かれた新田地帯と重なる。当地域は冷害による凶作に加え、川の

反乱による水害の常襲地帯であり、「西こぎん」、「東こぎん」の岩木川上流域とは異なる歴史と厳しい風土の中で、農民の晴着衣装として「三縞こぎん」は生まれ、育まれてきた。このため、「三縞こぎん」は、非常に数が少なく、希少性が高いものとなっている。この「三縞こぎん2点」は、当地域の衣装・風俗を知る上で極めて貴重な資料であり、市指定に値するものである。

8. その他参考となるべき事項

なし

参考文献

- 青森郷土會 1937『郷土誌うとう』第20号
- 横島直道編 1974『津軽こぎん』日本放送出版協会
- 竹内正光 1979「津軽刺しこぎん雑考」『考古風土記』第4号
- 青森市歴史民俗展示館「稽古館」2005『企画展 刺しこの世界—受け継がれた技—』
- 鈴木真枝・石田舞子・小畑智恵 2020『そらとぶこぎん』第4号 津軽書房
- 鈴木真枝・石田舞子・小畑智恵 2021『そらとぶこぎん』第5号 津軽書房